

児童扶養手当について

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

児童扶養手当とは

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は児童が18歳に達した年度末（障害のある児童の場合は20歳）までです。

手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障害のある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童



※受給者の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は一部又は全部が支給されません。

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL72-3416）まで

ひとり親家庭等医療費助成制度について

～平成28年10月1日から、児童の通院時の医療費も助成対象になります～

ひとり親家庭等医療費助成制度とは

ひとり親家庭等の方が病院にかかった時に、保険医療費の自己負担分の一部について助成を受けることができる制度です。

現 行：父母・児童ともに入院時の医療費に対して助成



拡充後：児童の通院時の医療費に対しても助成

※父母については、これまでどおり、入院時のみ助成対象となります。

※通院時、保険薬局を除く医療機関（診療科）ごとに、月額1,000円までの自己負担が必要になります。

※入院時の医療費について、一部自己負担は生じませんが食事療養費は対象外です。

対象となる方とは

- ① 児童を扶養しているひとり親家庭の父母
- ② ひとり親家庭の父母に扶養されている児童
- ③ 父母のない児童

（児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までのものとなります。）

所得制限とは

児童扶養手当を受給できる所得水準にある世帯が対象となります。

（一定以上の所得がある方は対象外となります。）

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL72-3416）まで